

## 富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者の双方が、市長に対して、互いをパートナーとすることを宣誓することをいう。

### (宣誓の対象者)

第3条 宣誓することができる者は、宣誓しようとする日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的マイノリティであること。
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が市内に住所を有していること。
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
  - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 宣誓者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (6) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓しようとする者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓しようとする者及び市職員立会いの下で代筆させることができるものとする。

4 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。  
（本人確認）

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 個人番号カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した書類であって貼付された写真により本人であることを確認することができるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、市長が特に必要があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

（宣誓証明書等の交付）

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類を確認し、第3条各号の全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「宣誓証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証

明カード（様式第3号。以下「宣誓証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓した者が第3条第3号イ又はウに該当する場合は、同号アに該当することを示す住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出をしたときに、宣誓証明書及び宣誓証明カード（以下「宣誓証明書等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、宣誓日から1月を経過した場合は、この限りでない。

（宣誓証明書等の再交付）

第8条 前条の規定により宣誓証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該宣誓証明書等について、紛失、毀損等の事情により宣誓証明書等の再交付を希望するときは、第13条の規定により宣誓書が保存されている期間に限り、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、宣誓証明書等を再交付するものとする。

- 3 再交付を申請する者に係る本人確認については、第5条の規定を準用する。

（宣誓事項の変更）

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更が生じた場合（次条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に、宣誓証明書等及び変更の内容が分かる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（宣誓証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）に宣誓証明書等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方又はいずれか一方が市外に転出したとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（宣誓証明書等の無効）

第11条 市長は、宣誓者が偽りその他不正な手段により宣誓証明書等の交付を受けたこと又は宣誓証明書等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓証明書等を無効とすることができる。

2 市長は、前項の規定により宣誓証明書等を無効とした場合は、宣誓書等の交付番号を公表することができる。

(周知及び啓発)

第12条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民、事業者等への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

私たちは、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日

(宣誓書裏面)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

私たちは、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓します。

宣誓者

住所	住所
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
(通称： )	(通称： )
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
電話番号	電話番号

確認事項 (該当するものは□に✓をしてください。)	
<関係性> 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。(要綱第2条)	□
<年齢> 宣誓当日において、双方が成年に達していること。(要綱第3条)	□
<住所>下記のいずれかに該当すること。(要綱第3条、第7条)	
ア 双方が市内に住所を有している。	□
イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。 ウ 双方が市内への転入を予定している。 ※宣誓日から1月を経過する前に、市内に住所を有することが分かる住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出します。 転入予定者 転入予定者 転入予定日 年 月 日 転入予定日 年 月 日	□
<配偶者等の有無> 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップにないこと。(要綱第3条)	□
<近親者でないこと> 双方が、民法第734条及び第735条の規定により、婚姻をすることができないとされている関係にないこと。(要綱第3条)	□
注意事項 (内容をご確認いただき□に✓をしてください。)	
<証明書等の無効> 偽りその他不正な手段により宣誓証明書等の交付を受けたこと又は宣誓証明書等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓証明書等は無効となること。(要綱第11条)	□
<宣誓書の保存> 宣誓書の保存期間は10年であること。(要綱第13条) 保存期間内に限り、宣誓証明書等の再交付ができること。(要綱第8条)	□

様式第2号（第7条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓証明書

様

様

二人が、富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日： 年 月 日

年 月 日

富士見市長



(宣誓証明書裏面)

●宣誓証明書を受け取られた方へ

- 1 パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓証明書等の返還が必要です。
  - (1) パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 宣誓者の双方又はいずれか一方が市外に転出したとき。
  - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (4) 市が規定する要件を満たさなくなったとき。

●この宣誓証明書の提示を受けられた方へ

この宣誓証明書は、富士見市として、二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。

法的効力はありませんが、この宣誓証明書の提示を受けた方は、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

なお、この制度を利用する方の性のあり方（性自認・性的指向）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

(通称使用の場合)

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_





様式第4号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者

住 所

氏 名

電 話

富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの再交付を申請します。

1 パートナーシップの宣誓をした者

氏 名		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日

2 再交付を希望する理由

紛失 毀損 その他（ ）

3 再交付する証明書、再交付を求める者

パートナーシップ宣誓証明書 本人 パートナー

パートナーシップ宣誓証明カード 本人 パートナー

様式第5号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

（宛先）富士見市長

届出者

住 所

氏 名

電 話

富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

1 パートナーシップの宣誓をした者

氏 名		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日

2 変更内容

フリガナ 氏 名		
フリガナ 通 称		

3 届出者との関係

本人 パートナー

様式第6号（第10条関係）

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（宛先） 富士見市長

届出者

住 所

氏 名

電 話

富士見市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、  
パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードを返還します。

1 パートナーシップの宣誓をした者

氏 名		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日

2 返還の理由（該当するものの□に✓をしてください。）

- パートナーシップの解消
- 宣誓者の双方又はいずれか一方が市外に転出
- パートナーの死亡
- 要綱第3条に掲げる要件に該当しなくなったため

3 届出者との関係

- 本人
- パートナー